

競馬情報の契約

◎ 相談の内容

40歳代の男性会社員から「父親の携帯電話に競馬情報契約の勧誘があった。父は契約するつもりはなかったが、相手の質問に色々と答えた。すると自宅近くのコンビニに契約書がファックスで送信されてきた。相手方からコンビニで契約書を受け取って金を振り込んでくれと要求された。父は契約する意思がなかったので、無視していたところ、相手方からは『金を振り込め、契約違反だ』と再三にわたって電話が入るようになり困っている」との相談。

○ 聴取結果

- ・父親は契約の意思はない。
- ・相手方との面識はなく携帯電話でのやりとりのみ。
- ・相談者の携帯電話にも相手方から「お前の父親は契約違反だ。金を払わせないと、お前も職場にいられなくなるぞ」と脅し文句。
- ・県民プラザに相談したところ、警察署と県民会議に相談した方がよいと指導された。
- ・契約書に記載されている会社所在地に該当する企業はなく、電話は第三者が使用している。

○ 当番弁護士の指導

- ・契約書には金銭負担の具体的な文言はない。
- ・契約自体が詐欺的であり金銭負担の必要はない。
- ・父親並びに家族に電話に出ない、かけないを徹底させる。
- ・勤務先にも事情を説明し相手方の電話に対応しないよう協力を求める。

○ 結果

- ・指導に基づき対応した結果、要求が止まった。